

令和元年度 尚綱中学・高等学校 運動部活動に係る活動の方針

1. 運動部活動の意義

運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が、顧問の指導のもと、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定観、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい。

一方、教育活動である部活動本来の姿を見失い、生徒の主体性・個性を軽んじ、勝利至上主義に陥った指導や運営を行うと、外傷や疾病等を引き起こすだけでなく、スポーツ障害やバーンアウト（燃え尽きて嫌になってしまうこと）など、生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることを認識しなければならない。部活動における過度な練習等は、生徒の精神的・体力的な負担を増加させ、心身のバランスのとれた生活や成長を阻害するという問題があるとともに、教職員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっていることに留意する必要がある。

さらに、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、学校や地域の実態に応じ、教職員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員としての部活動指導員をはじめ、スポーツに関する外部指導者や関係団体、地域の人々の協力・連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制の構築に努める。

2. 運動部活動の範囲

本方針の対象となる部活動の範囲は、尚綱高等学校においては「生徒会会則」第9条に定められたクラブとする。尚綱中学校においては、中高一貫の趣旨に鑑み、尚綱高等学校のクラブに中学校生徒が参加していることから、部活動の範囲も尚綱高等学校の部活動の範囲を準用する。

3. 本校の運動部活動

バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、陸上競技部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部、弓道部

4. 運動部活動の目標

- (1) 自主性、協調性、責任感、連帯感を学ぶことで、豊かな人間性と社会性を育てる。
- (2) アスリートとして全国で活躍できる人材や、将来にわたりスポーツの発展に貢献できる人材を育てる。

5. 適切な活動時間及び休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を上限とする。

(1) 練習日

- ア. 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち土曜日及び日曜日（以下、「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
なお、中学校にあっては、毎月第1日曜日は完全休養日とする。
- イ. 定期試験の1週間前からは、短縮時間とし、3日前からは練習を中止する。

(2) 練習時間

- ア. 平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、週当たり練習時間は16時間未満とする。なお、各個人の自主練習時間は含まないものとする。
- イ. 完全下校時刻である、平日20時、学校の休養日及び長期休暇中18時を厳守する。

(3) 練習試合・合宿等

- ア. 練習試合や合宿等の実施に当たっては、顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、合宿日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届、引率届等の計画書を校長に提出し、承認を得る。
- イ. 中学校の部活動における練習試合は、原則として県域内とし、生徒の発育発達から見て、月3回以内とする。

(4) 競技会・大会等への参加

- ア. 運動部活動においては、中学校にあっては中学校体育連盟、高等学校にあっては高等学校体育連盟主催の大会を原則とする。なお、中学校にあって、国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準が高い者を選抜して行う全国大会等に参加する場合は、国及び財団法人日本スポーツ協会他関係団体が合意したものに限る。
- イ. その他の団体が主催する競技会・大会等への参加については、生徒や顧問の過度な負担とならないよう精査し、事前に校長及び育友会会長の許可を得ることとする。
- ウ. 強化指定の部活動についても、上記(1)(2)(3)を原則とするが、校長は、競技の特性、大会等の日程や学校の特徴等を踏まえ、年間計画及び月間計画との整合性や適切な休養日・活動時間等を確保したうえで、メリハリのある部活動となるよう内容を充分精査し、強化練習、強化合宿等の参加について、練習時間、休養日等の変更を認めることがある。
- エ. 上記ア、イ、ウいずれの場合も、顧問が1週間前までに試合日、大会日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届、引率届等の計画書を校長に提出し、承認を得る。

6. その他

(1) 運動部顧問会議

- ア. 年度始め、また必要に応じて、顧問会議を実施し、共通理解を図る。
- イ. 定期的な部長会、部活動集会を開催し、部活動の活性化につなげる。

(2) 経費

- ア. 部費等の取扱いについては、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努め、適切に管理する。
- イ. 会計報告については、保護者に適切に行う。